平成２２年（フ）第５２８２号
大阪府吹田市山田東３丁目23番７―405号
債務者　井上　尚子
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２８４号
大阪府高槻市西町20番３号
債務者　福島　京美
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２９４号
大阪府池田市石橋２丁目14番19号　202
債務者　戸根　忠之
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５３２６号
大阪府東大阪市小若江３丁目13番３号フューチャー21　208号
債務者　長田　保夫
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５４１７号
大阪府守口市金下町２丁目７番８―402号
債務者　吉原　利香
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５４２０号
大阪府高槻市登町15―20、住民票上の住所大阪府東大阪市御厨中２丁目４番６号　辻西文化202号
債務者　森田　剛司
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６８７号
神奈川県大和市大和東３丁目６番７―312号
債務者　畠山　正雄
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６９５号
神奈川県高座郡寒川町倉見3793番地６　202号室
債務者　平山　　洋
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７３１号
横浜市旭区左近山1186番地の６　左近山団地７街区１棟501号
債務者　藤澤　明美
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７４４号
北海道小樽市奥沢１丁目６番１号、申立時の住所横浜市港南区上永谷５丁目７番８号　ビィラコート舞101号
債務者　二杉　裕司
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７５４号
横浜市保土ケ谷区初音ケ丘41番４―303号
債務者　鷲見　香要
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８５６号
横浜市旭区本宿町92番地47　エスポアールＢ102号室
債務者　永田　佳秋
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８５８号
横浜市旭区本宿町92番地47　エスポアールＢ102号室
債務者　永田ゆき子
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８８８号
神奈川県茅ヶ崎市美住町16番34号　島崎アパート103
債務者　川田佳代子
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９１９号
横浜市都筑区東山田町1459番地１　サンモール101
債務者　金井　美栄（旧姓高木）
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９８１号
神奈川県茅ヶ崎市南湖４丁目14番22号
債務者　高島　宥愃（旧氏名高島豊）
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７３７号
横浜市港北区高田東４丁目21番22―306号
債務者　足利　文雄
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部